

農業の競争力強化と 震災後の農業復興に向けた 課題と展望

渡邊 愛

要 約

日本の農業総産出額は1984年をピークに減少傾向となり、2009年の農業総算出額は8兆491億円である。小規模な兼業農家が大半を占め、農業就業人口の減少と就業者の高齢化が進む。日本の人口動態を考えると今後も若手就農者の急増は期待し難い。このような状況下において、生産効率および経営効率の改善は農業を産業として強化するうえで不可避の課題といえよう。農地の有効活用に向けては、耕作放棄地の活用、株式会社等の農業経営参画への規制緩和、各農業委員会が分散的に保有する農地情報の集約化などを進めることが望まれる。加えて、農商工連携や6次産業化の取り組みにより、生産地でより付加価値の高い商品を創出し事業機会を増やす工夫も必要であろう。2011年3月1日に施行された「六次産業化法」に基づく支援措置の活用も期待される。

11年3月11日に発生した東日本大震災では、農業分野にも大きな被害が生じた。復興に際しては、被災農地を復元するという考え方ではなく、生活環境や地域の産業構造を考慮し、長期的発展が期待できる新たな街づくりを進め、より強い食品のサプライチェーンが構築されることが望まれる。都市計画に基づく農地の集約化・大規模化、6次産業化等の視点も重要である。既存の概念にとらわれない、強い農業ビジネスの構築に向けた動きが、被災地の農業復興モデルとして一歩ずつ進むことを期待したい。

目 次

1. 農業分野の被災状況
2. 農業の経営効率化に向けて
3. 6次産業化や農商工連携による事業機会の創出
4. 国際競争力強化に向けた動向
5. 被災地の農業復興における産業強化の視点

2011年3月11日に発生した東日本大震災により東北地方の太平洋沿岸を中心とした地域の農業は大きな打撃を受けた。宮城県や福島県を中心とした津波による農地の流失や冠水の被害に加え、東北から関東の広い範囲で農地の液状化や地割れによる被害が報告されている。被災地域では復旧作業のため今年度の作付けの延期や見送りを決める生産者も出てきている。震災の影響は食品のサプライチェーンの最上流にある農業のみならず、その下流に位置する加工、流通、小売、外食産業等にまで広く及んでいる。

被災した農業関係者の支援においては、早急に対策を講じるべき生活支援等と、長期的な展望を備えた規制改革や産業競争力強化に向けた支援を並行して進めることが肝要である。また、復興においては被災農地を単に復元するという考え方ではなく、生活環境や産業構造の特性等から長期的な発展が期待できる新たな街づくりを進めるとともに、より強い食品のサプライチェーンの構築を進める必要がある。

本稿では長期的な視点から、被災地域の農業復興のみにとどまらず、日本の農業の競争力強化に向けて改革を進めていくべき課題に焦点を当て、現状と今後の方向性を議論したい。

1. 農業分野の被災状況

農林水産省によれば、東日本大震災による農林水産関連の被害総額は1兆4,874億円に上る(11年5月8日現在)。このうち、農地や農業用施設の損壊による被害額は6,807億円(12,608カ所の合計)。また、今回の震災で津波による土壌の

流失・冠水等の被害を受けた農地面積は青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県で合計約2万3,600ヘクタール(ha)に上り、特に宮城(被害面積15,002ha)、福島(同5,923ha)、岩手(同1,838ha)の3県で被害が大きい(図表1)。湛水被害を受けた農地の85%は水田であり、日本有数の米どころである同地域の被災により全国の米の生産計画にも影響が出ている。

上記6県の農業産出額は合計約1兆8,000億円で全国の約21%に相当する。なかでも、米の産出額は合計4,480億円で全国の約25%を占めていた¹⁾。日本の食料供給基地の一つとして重要な役割を果たしてきた地域である。

地域の雇用の受け皿として農林水産業が果たす役割が大きい地域でもある。県内総生産に占める農林水産業の割合は、岩手県が3.8%、宮城県が1.7%、福島県が2.0%にとどまる²⁾。しかし、就業構造基本調査³⁾によれば、15歳以上就業者に占める農林漁業従事者の割合は、岩手県が12.2%、宮城県が5.2%、福島県が7.8%と全国平均の4.2%に比べて高く、地域の基幹産業の一つとして一定の雇用吸収力があることがうかがえる。

農業や漁業と密接に関係する食料品製造業も盛んである。県内総生産に占める食料品製造業の割合は、岩手県が4.2%、宮城県が2.9%、福島県が3.7%と全国平均2.6%に比べて高い⁴⁾。したがって、食品産業全体が地域に及ぼすインパクトは決して小さくはなく、震災復興においては農林漁業の再生戦略を地域の土地利用計画等と合わせて中長期的な視点から描くことが必要といえる。

津波による湛水被害を受けた農地を再び耕作

1) 平成21年農業産出額(農林水産省)

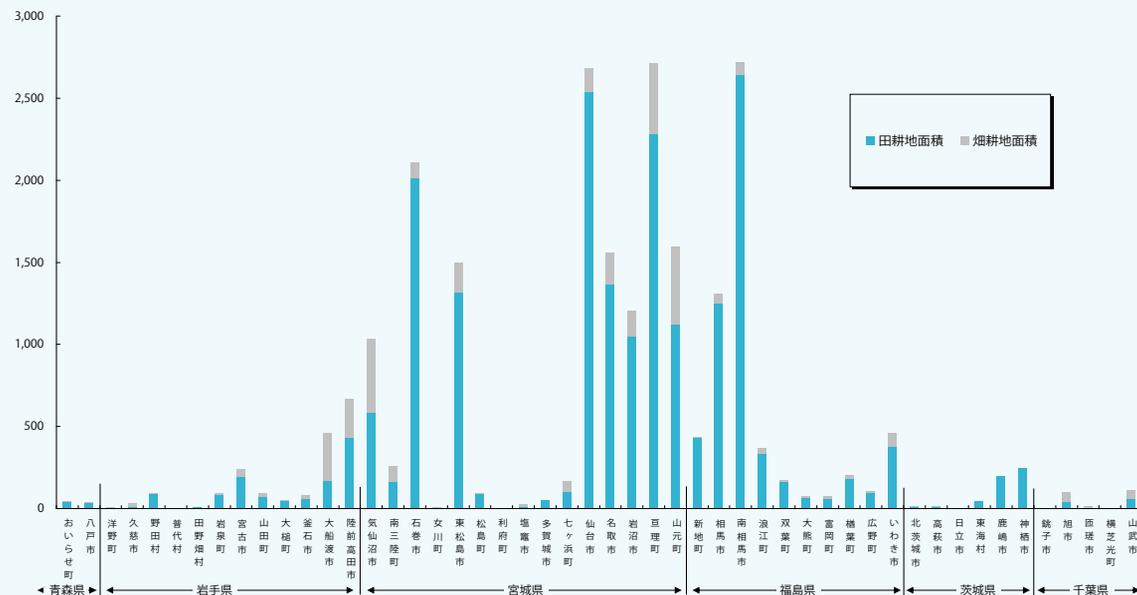
2) 平成20年度 経済活動別県内総生産(名目)(内閣府)

3) 平成19年就業構造基本調査(総務省)

4) 平成20年度 経済活動別県内総生産(名目)(内閣府)

図表 1 東日本大震災で津波による被害を受けた農地面積（農林水産省推計）

（単位：ヘクタール）



（出所）農林水産省資料から大和総研作成

に用いるには、土壌中の塩類濃度を下げる「除塩」作業が必要となる⁵。除塩作業の主な工程は、①がれきや堆積土砂の除去、②排水路の整備など、③石灰をまく、④塩分を洗い流すため湛水・排水を繰り返す——である。今回は2万haを超える広範囲の農地で除塩作業が必要となることから、農林水産省では作業完了までに3年を見込む。多くの水田では13年ごろまで作付けが困難となる可能性が高い。こうした除塩事業の多くは国や県が主導する計画である。除塩事業の費用に関しては、国が9割を負担することなどを盛り込んだ土地改良法の特例法案が11年4月26日に閣議決定された（5月2日施行⁶）。事業費については、5月2日に成立した2011年度第一次補正予算（総額4兆153億円）で「農地・農業用施設災害復旧等事業」として689億円が計上されている。

津波による被害以外でも、農地の液状化や地割れ、地盤沈下、パイプラインや排水処理施設の損壊などが広範囲で報告されている。農林水産省によれば、農業集落排水施設の被災地区数は403地区（宮城県、福島県、茨城県、千葉県等）で、被害金額は605億円に上る（11年5月11日現在）。茨城県や千葉県など関東でも農地の復旧作業のために今年度の作付けが遅れるなどの影響が出ている。

加えて、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の飛散による影響もある。福島県の一部地域では稲の作付け制限が指示されたほか、国の暫定基準値を超える放射性物質の検出に伴う農産物の出荷制限も続いている。11年5月25日現在、出荷制限品目は福島県の一部地域で生産された葉菜類や原乳、茨城県の一部地域のハウレンソ

5) 土壌中の塩類濃度が過剰になると、根の吸水機能の低下等により植物が枯死する（塩害）。

6) 「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」

ウなどに限られるが、指定地域外の近隣都県の農産物に対しても消費者の買い控えや市場での価格下落、海外での輸入規制の導入など、深刻な風評被害が生じている。

これらの農畜産物に対する信頼回復には、原発問題の一日も早い終息が必要なのは言うまでもないが、同時に取引先や消費者に対して個々の商品の安全性に関する情報提供を強化することも必要であろう。農産物に含まれる放射性物質の分析結果は各県のウェブサイト等で公表されているが、国や県による検査以外に企業自らが自社商品に用いる水や農産物等を検査する取り組みが食品や外食大手を中心に広がりつつある。検査に要するコストと手間は小さくないが、放射性物質で汚染された商品の流通を未然に防ぎ、また商品の安全性をアピールするために必要と判断したようだ。関連情報を店頭に掲示する、もしくは商品に貼付するなど、消費者が商品選択の参考としやすい形で情報を伝えることも検討に値しよう。また、海外での風評被害については、政府が放射能の検査体制を拡充し、迅速・正確な情報発信を行うなど対策を急ぐ必要がある。

以下では、日本の農業の産業強化に向けて重要となる取り組みのうち、経営効率化と6次産業化に関する動向を中心に紹介する。これらの視点は東日本大震災後の農業復興においても重要な視点であると思われる。最後に農業復興における考え方を改めて整理する。

2. 農業の経営効率化に向けて

1) 農地集約による大規模化

日本の農業総産出額は1984年の11兆7,171億円をピークに減少しつつあり、2009年の農業総産出額は8兆491億円である。小規模な兼業農家が大半を占め、農業就業人口の減少と就業者の高齢化が進む現状において、生産効率および経営効率を改善することは農業を産業として強化するうえで不可避の課題といえる。2010年世界農林業センサスによれば、農業就業人口は260万6,000人（05年比で22.3%減少）、平均年齢は65.8歳（65歳以上が61.6%を占める）で、就農者数の減少と平均年齢の上昇が続いている。新規就農者においても60歳以上が50%以上を占めており（40～59歳が27%、39歳以下が23%）⁷、60歳以上の労働力に大きく依存する構造といえる。日本の人口動態を考えると、今後も39歳以下の若手就農者が急増することは考え難い。

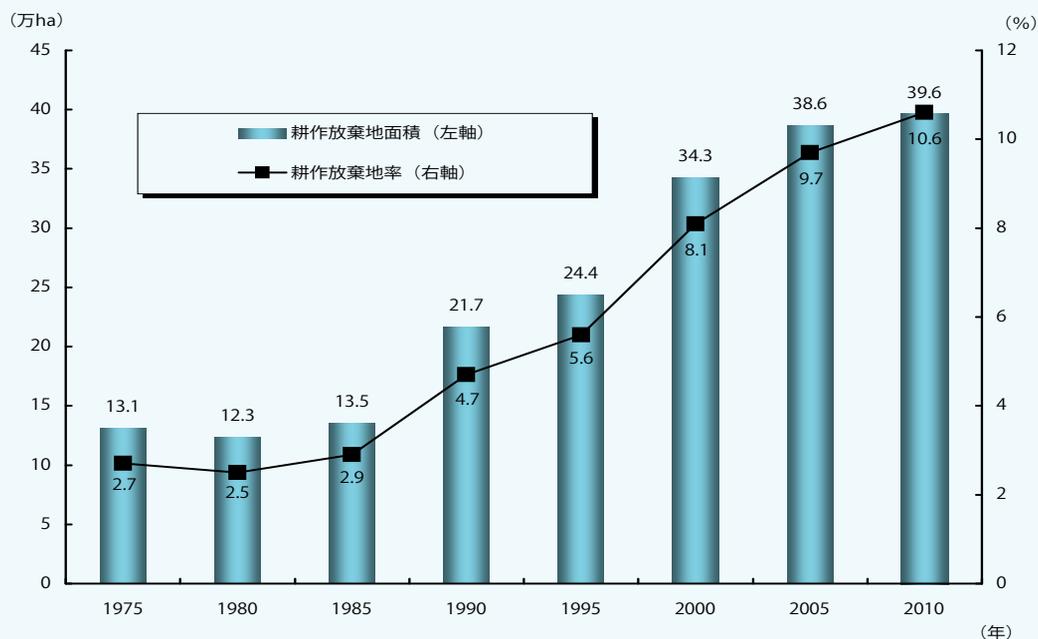
また、経営体別の耕地面積では、全168万経営体のうち耕地面積が1ha未満の経営体が56%と大半を占めており、1ha以上10ha未満は42%、10ha以上100ha未満は3%、100ha以上は0.1%にとどまる。1経営体当たりの経営耕地面積は平均2.2haであり、この面積は耕地面積が日本の半分以下であるオランダと比較しても小さい。オランダでは農業経営体の大規模化と経営効率化が進んでおり、例えば、野菜を栽培する経営体（露地、施設園芸）の平均耕地面積は8.1haである⁸。日本でも、農業経営を効率化させるためには、農地集約による大規模化が欠かせない。

農地の集約化や大規模化においては、遊休農地

7) 平成21年新規就農者調査結果の概要（農林水産省）

8) Facts and Figures 2010 – The Dutch agricluster in a global context

図表2 耕作放棄地面積の推移



(注) 耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積 ÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100
 (出所) 農林業センサス (農林水産省)

や耕作放棄地の活用も検討すべきである。農林業センサスによれば、全国の耕作放棄地は1990年ごろから増加を続け、2010年には39.6万ha（耕地の約1割）に達する（図表2）。耕作放棄地の情報管理や解消計画の策定・実施、行政指導などを進めることで、周囲の営農環境や生活環境への悪影響の低減や食料生産力の向上につなげることが必要である。

2) 多様な経営主体による農地の有効利用

農業の経営効率化に向けては、特に平地農業地域において農地を集約化して大規模区画を整備するとともに、企業的農業を展開するなど意欲的な農業経営者を育成、支援する体制を拡充することが望まれる。

土地を所有する農業生産法人への株式会社等の出資規制を緩和するなど、他産業からの農業ビジネス参画を後押しする体制づくりも有効であろう。企業等の農業参入に関する規制は緩和されつつあるが、農地や地域に関する情報を入手し難いなど実際には課題が少なくない。

2009年の農地法改正では、農地の有効利用を重視する内容が拡充され、農地の「利用」は原則自由化された。加えて、企業等から農業生産法人への出資は従来10%以下であったものが25%以下にまで拡大された。しかしながら、農業生産法人には構成員要件や役員要件等⁹もあり、企業が主導権を握ることは依然難しい。

また、地域外の企業が農業参入を検討する際、遊休農地の所在や所有者、土地の肥沃度や賃貸借

9) 農業生産法人の要件として、①法人形態（農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式譲渡制限のある株式会社、のいずれかの形態とする）、②事業内容（売上高の過半が農業および農業関連事業）、③構成員（原則、農業者や農業関係者による議決権が4分の3以上等）、④役員（農業に従事する者が主体となる）等が定められている。

の条件など、農地に関する情報を入手することは容易ではない。これらの農地情報が蓄積される各市町村の農業委員会については、地域によって、その情報管理体制に大きな格差があり、農地の賃貸借のマッチング活動を積極的に行うのはごく一部にとどまる。各農業委員会が分散的に保有する農地情報を全国規模で集約し、例えば、所有者が異なる連続した土地をまとめて耕作希望者に貸すなどして大規模経営や遊休農地の活用を促すしくみが構築できれば、他産業からの参入や大規模農業生産法人の育成等につながることを期待できる。情報の集約は容易ではないと予想されるが、農地の有効利用を進めるうえでは全国規模で農地情報を継続的・効率的に管理する体制を整えることが望まれる。農地基本台帳システム等のソフトウェア活用も有効な農地利用を促すと期待される。

3. 6次産業化や農商工連携による事業機会の創出

1) 付加価値の向上を狙う6次産業化

農業を強化し地域経済活性化につなげるには、高品質・高収量の農産物を「原料」として出荷するだけでなく、加工方法や流通方式を工夫することで、地元の生産地でより付加価値を高めることも必要である。

消費者が求める商品特性をマーケティングしたうえで、いわゆる6次産業化（1次産業である農林水産業と2次産業、3次産業を融合・連携させることで新たな付加価値を生み出す新産業を創出すること）や農商工連携により新たな商品・サービスの提供を戦略的に行うことは、食品関連産業の活性化のみならず、地域の雇用創出や観光産業との相乗効果などの面からも地域経済の活性化に寄与することが期待されている。

これまで行われてきた農学分野の連携事例は、農業生産者と加工技術をもつ製造業者が連携するモデルが多い。農業者が商品特性に適した農産物を生産し、製造業者が自社技術を活用して新たな加工商品を創出するというものである。この場合、農業者は原料提供者であり、最終商品を完成させるのは製造業者となる。このモデルは地域全体における付加価値創出には有効であるが、農業生産者の所得拡大、事業領域の拡大という効果は限定的であることが多い。

一方、農業者が主体的に加工、販売、輸出などへ事業領域を広げる「6次産業化モデル」では、生産者自身が所得拡大を達成する事例が増えつつある。個々の商品のブランド力を高め、事業を中長期的に成長軌道に乗せることは今後の課題といえる。また、地域として注力する商品テーマを設定するなどして、商品の種類や生産規模を拡大する取り組みも原料のロット確保や効果的な宣伝活動などの面で有効であろう。食品の地域ブランドが確立すれば、観光産業との連携による消費拡大も期待できる。

2) 「六次産業化法」の施行

2011年3月1日、6次産業化推進の中核となる法律、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（通称「六次産業化法」）が施行された。同法は、①農林漁業者による加工・販売への進出等の「6次産業化」に関する施策、②地域の農林水産物の利用を促進する「地産地消等」に関する施策——の双方を推進することにより農林漁業の振興等を図ることを目指している。

同法に基づく代表的な施策は「総合化事業計画」の認定である。農林漁業者は6次産業化の取

り組みに関する「総合化事業計画」が農林水産大臣の認定を受けると、金融支援や輸出などの拡販支援、種苗法出願料の減免、農地転用手続きの簡素化などの特例措置を受けることができる（図表3）。2008年に施行された「農商工等連携促進法」では中小企業者と農林漁業者の連携に主眼が置かれたが、六次産業化法では、農林漁業者を主体とした取り組みに、より重点が置かれた格好といえ

る。

「総合化事業計画」の認定には以下の4要件を満たす必要がある。

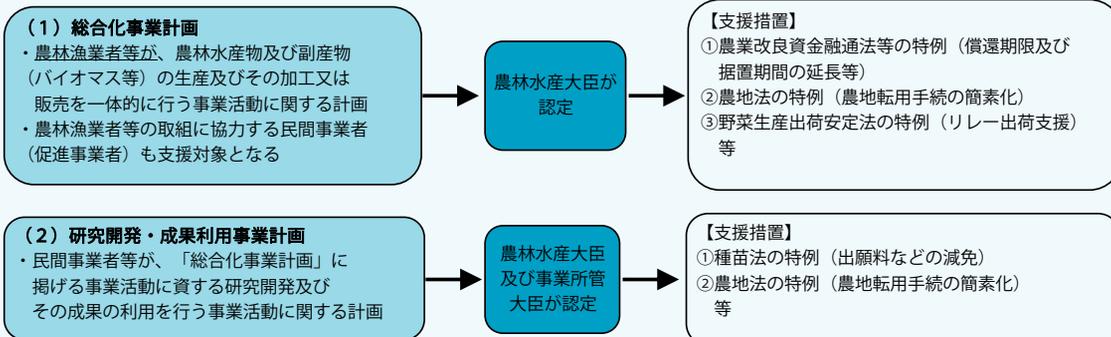
- ①事業主体：農林漁業者（個人・法人）もしくは農林漁業者が組織する団体（農協、集落営農組織等）が行うものであること。
- ②事業内容：次のいずれかを行うこと。（ア）自ら生産等に係る農林水産物等をその不可欠

図表3 「六次産業化法」に基づく事業計画の認定及び支援措置

六次産業化法の目的

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業者等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

①地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等【6次産業化】



②地域の農林水産物の利用の促進【地産地消】

(1) 基本理念

- ①生産者と消費者との結びつきの強化
- ②地域の農林漁業及び関連産業の振興による地域の活性化
- ③消費者の豊かな食生活の実現
- ④食育との一体的な推進
- ⑤都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進
- ⑥食料自給率の向上への寄与
- ⑦環境への負荷の低減への寄与
- ⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進

(2) 国及び地方公共団体等の責務
国及び地方公共団体は、基本理念ののっとり施策を策定し、実施する責務を有すること等を規定

(3) 財政上の措置等
政府は財政上及び金融上の措置等を講ずるよう務めること等を規定

(出所) 農林水産省ウェブサイトから大和総研作成

な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓、(イ) 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売方式の導入又は販売方式の改善、(ウ) (ア) 又は(イ) の措置を行うために必要な生産等の方式の改善。

③経営改善指標：対象商品の指標（農林水産物等及び新商品の売上が5年間で5%以上増加すること）と事業主体の指標（農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時までに向し、終了年度は黒字となること）の両方を満たすこと。

④計画期間：5年以内（3～5年が望ましい）。

認定要件に収支計画の目標値が盛り込まれているが、計画期間内に達成できなかった場合のペナルティー等は設けられていないため、認定の取得はそれほど難しくないとと思われる。とはいえ、事業計画の策定にあたっては計画期間にとどまらず、より長期的な事業戦略を検討したうえで適切な規模の設備投資や継続性が期待できる販売手法等を採用することが望まれる。

3) 6次産業化推進に関する予算措置

政府は農山漁村の6次産業化や農商工連携の取り組みを促すことで、新たな市場創出、付加価値創出、農山漁村地域の雇用確保、および農林漁業者の所得向上を推進することを政策目標に掲げている。

2011年度予算では「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」に約130億円が計上された。

①農林漁業者の加工・販売への取組促進、②農山漁村に由来する資源の活用促進、③国内市場活性化、④海外市場開拓の4テーマに対して補助金の交付や、販路拡大、商品開発等に必要となる情報

提供など総合的な支援を展開する計画である。

6次産業化推進整備事業で推進する取り組みは、「農業主導タイプ」「地産地消タイプ」「農商工等連携タイプ」に分類されている。①「農業主導タイプ」では、6次産業化に取り組む法人が、加工・流通・販売等に取り組む際に必要となる施設等の設備費用等を支援する。②「地産地消タイプ」では、地域の農林水産物の安定的・効率的な供給体制の構築のために必要となる販売施設、加工処理施設、集出荷貯蔵施設の整備等を支援する。③「農商工等連携タイプ」では、農林漁業者や食品産業事業者が安定的取引関係を確立して高付加価値な新商品の事業化を行う場合に、食品の加工・販売施設や農林漁業用の機械施設の整備等を支援する。

また、11年度には各都道府県に6次産業化を支援する機関を設置し、農林漁業者に対して六次産業化法の認定申請や事業化の助言等を行う専門人材「6次産業化プランナー」を配置する計画である。

4) 「農・商・工」+「学」による高付加価値商品の創出

農・商・工業者の連携に大学等の研究機関が加わることも、品種や栽培技術の改良、加工技術の開発、食品の健康機能の分析などで成果が期待できる。「安全」「安心」は消費者が食品に求める基本的な要素だが、さらに食品の健康機能などを訴求することができれば、高付加価値商品として差別化できる。

栽培技術に関して大学の研究成果を事業化した事例としては、早稲田大学関連ベンチャー企業、メビオール株式会社のフィルム栽培技術「アイメック」がある。アイメックとは、吸水性高分子

素材であるハイドロゲルからなる膜（ハイドロメンブラン）を用いて植物と養液を隔離する技術である。ハイドロメンブランを用いると浸透圧効果により植物の養液吸収力が高まり、糖分やアミノ酸などの産生が促されて高栄養化するという特徴がある。加えて、この膜は病原菌やウイルスを通さないため、養液が汚染されたとしても作物が病気になるのを防ぐことができる。同技術は、双日の植物工場をはじめ複数の生産者に導入されており、高糖度トマトなどの商品化に結びついている。

ほかにも近年では植物工場の栽培技術（養液栽培、照明、空調等）開発における大学と企業の連携が活発である。植物工場はまだ技術開発の余地が大きいため、栽培品目の拡大や栽培方法の改良、生産効率の改善などで産学連携を行えば、開発のスピードアップが期待できる。

5) 農商工連携における地域金融機関の役割

地域金融機関の農業分野への関わりには、①農業融資をはじめとしたファイナンス、②地域金融機関がもつ企業情報の提供（農・商・工業者のマッチング）などがある。

農業融資については、「農業経営に関する専門知識の不足から事業評価が難しい」「農地を担保として扱いにくい（農地の転用規制等のため）」といった問題から、その中心は農協や政府系金融機関となり、民間金融機関の関与は一部にとどまっていた。しかしながら、近年では地域に根ざした成長産業の育成を目的に農業分野への投融資を強化する動きが広がっている。2005年に動産譲渡登記制度が創設され、牛や豚、野菜など事業活動そのものに着目した動産を担保とした融資（動産担保融資：ABL）ができるようになったことも追い風となった。農業分野の専担部署を設

置して職員の専門性向上やABLによる融資拡大に取り組んだり、地元企業と共同で農業ファンドを組成するといった動きも広がりつつある。

ファイナンスに加え、川下企業のニーズなどの情報提供も農業経営者が地域金融機関に期待するものである。地域金融機関が加工業者や流通業者など既存の取引先のニーズを農業生産者につなげることで、新たな取引成立や新商品の開発につながる事例も少なくない。

一例として、島根県松江市に本店を置く山陰合同銀行では、取引先企業の事業を継続的にサポートし、地域活性化につなげる取り組みに注力している。ビジネスマッチング事業の中核を担う地域振興部のメンバーが各支店の営業担当者と連携し、取引先企業の経営課題やニーズを見極めたうえでマッチングを行う。広域店舗網を活かし、山陽のニーズを山陰につなげたケースもある。例えば、鳥取県大山町の地域ブランド商品「大山こんにゃく」は、同行が取引先である広島のこんにゃくメーカーからの相談をもとに大山町や地域のJAに働きかけを行い、生産者の協力を得て試験栽培、商品化に至った事例である。

中長期的に収益の柱となる食品ブランド（農産物ブランド）をつくりたいという農業関係者のニーズは大きい。食品のサプライチェーンの川中、川下の豊富な企業情報と地域における信用・信頼を併せもつ地域金融機関は、情報仲介者として重要な役割を果たせると考えられる。

4. 国際競争力強化に向けた動向

ここまで取り上げた視点のほかにも強い農業の構築に向けて取り組むべき課題は少なくない。なかでも、FTA（自由貿易協定）やTPP（環太平洋経済連携協定）など貿易自由化に向けた世界

的な動きが活発になるなか、将来の貿易自由化を見据えて必要な対策を議論し、日本の農業ビジネスの競争力を高めていくことは喫緊の課題といえよう。政府は「平成の開国」として政策の柱に掲げてきたTPP参加について11年6月をめどに結論を出すとしていたが、東日本大震災の発生により議論が十分できないとして結論を先送りする方針を示している。震災対応の優先度が高いのは当然だが、世界的な貿易自由化の流れは今後も続く可能性が高いことを考えると、震災復興計画においても10年後、20年後の農業のあるべき姿を描き、対策を講じていくことが必要ではないだろうか。

TPPに関しては、農業団体と製造業を中心と

した産業界の対立構図がクローズアップされたが、農業関係者の声を聞いてみると、意見は一樣ではない。なかには「仮にTPP参加が実現したとしても競争力を発揮できるよう、付加価値の高い商品生産や経営効率化を進めている」という農業経営者の声も聞かれた。このような意欲的な農業経営者が成長できる環境を整える一方、例えば中山間地などでは環境保全を目的に農家に補助金を交付することなども必要だろう。農家の状況は一樣ではないため、地理的条件や地域の産業構造、農家の経営姿勢、地域における農地の役割などを総合的に評価したうえで、長期的には農家の自立的な成長を促すような補助金制度等を構築していくことが必要だろう。



5. 被災地の農業復興における産業強化の視点

前述の農地集約や経営効率化は、震災被災地における農業復興でも重要な視点である。津波による湛水被害を受けた農地に関しては、どの農地を優先的に復旧するか、復旧せずに別の用途に供するのか等を検討する必要がある。その前提となるのは、被災地域の都市計画である。防災性や安全性、地域の産業集積状況、サプライチェーンの効率性などを検討したうえで、住宅地、農地、工業用地などの配置を決定し、農業生産から食品加工、流通、小売に至る、より効果的なサプライチェーンを構築することが期待される。

海水が湛水した農地の復旧に際しては、生産量の確保や農地集約による効率化の観点から、近隣の耕作放棄地や遊休農地の活用も検討すべきである。耕作放棄地に関する現地調査の結果¹⁰によれば、津波による被害の大きかった6県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）には合計約4万haの耕作放棄地が存在し、そのうち1.8万haは使用のための土壌改良等の負担が比較的少ない「人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地を行うことにより耕作することが可能な土地」である。地理的条件などにもよるが、比較的状态の良い耕作放棄地であれば、海水が湛水した田畑よりも農地整備の負担が少ない可能性が高い。

被害を受けた東北の沿岸平野部を大規模農業のモデル地域とすることも検討に値する。この際、農家が居住する集落は津波の到達リスクの低い内陸部側に移し、沿岸部の農地に通勤するスタイルとする。実際、このような通勤農業スタイルを採

用し、モニターカメラを農場に設置するなどして遠隔管理をしつつ農作業の効率化を実現している農業経営者が日本の各地で出てきており、津波被災地でも有効な対策になると思われる。

農地の有効活用を促す観点から、国または県が被災農地を借り上げ、ある程度まとまった区画を農業生産法人等に貸与したり、新たな住宅地の用地として割り振ることも検討すべきであろう。農地の所有にこだわる者がいる一方、震災により耕作の担い手が失われた農地や同地での営農を諦める農家、高齢により長期間の営農が困難な農家なども存在する。条件が見合えば、国や県の一括管理に賛同する所有者も出てくるのではないだろうか。また、東北地域に限らず全国から意欲的な農業経営を行う農業生産法人などを誘致し、大規模農業を実践する機会を与えることも有効であると考えられる。

都市計画に基づいた農地の集約化と適切なゾーニングが実現すれば、農業生産の効率化が期待できるだけでなく、美しい田園風景が観光面で地域の魅力を高めることも期待できよう。

6次産業化や農商工連携による効果的な産業活性化方策についても合わせて検討すべきである。前述のように、東日本大震災の被災地域は日本有数の米をはじめとした農畜産物の生産地であるとともに、食品関連製造業が盛んな地域である。農畜産物や水産物の加工品開発、輸出等で売り上げを伸ばす事業者も増えつつある。個々の事業者のブランド力強化や中長期的な成長を図るとともに、地域全体としての産業ビジョンを明確にして効率的・効果的な事業者間の連携を促すことが望まれる。

10) 平成20年度耕作放棄地全体調査（注：耕作放棄地全体調査と農林業センサスでは耕作放棄地面積の数値が異なる。耕作放棄地全体調査では土地の状態から現状では耕作できないと市町村・農業委員会が判断した土地を集計しており、農林業センサスでは土地の状況いかにかわらず、農家に耕作の意思がない土地を集計している）

既存の概念にとらわれない、強い農業ビジネスの構築に向けた動きが、震災被災地の農業復興モデルとして一歩ずつ進んでいくことを期待したい。

[著者]

渡邊 愛 (わたなべ あい)



金融・公共コンサルティング部
主任研究員
担当は、バイオ・ライフサイエンス
関連産業、大学発ベンチャー